

第2回
宮城県特別支援教育将来構想審議会
会 議 記 録

令和元年 10月30日（水）

宮 城 県 教 育 委 員 会

令和元年度第2回宮城県特別支援教育将来構想審議会
記録

○ 日 時 令和元年 10 月 30 日(水) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

○ 場 所 県庁行政庁舎 9 階 第一会議室

○ 出席者(15 名)

伊藤 倫就 委員 今 公 弥 委員 佐々木敦子 委員 佐藤 瑞恵 委員
村上 善司 委員 村上 由則 委員 三浦 由美 委員 庭野賀津子 委員
千田 裕子 委員 伊藤 清市 委員 岡 邦 広 委員 岡 里美 委員
鍵野 多恵 委員 山川美和子 委員 佐藤千賀子 委員

○ 欠席委員(5 名)

小日向 毅 委員 野口 和人 委員 櫻井 史朗 委員 栗野 琴絵 委員
原 新太郎 委員

○ 宮城県教育委員会関係者

松本 文弘 (宮城県教育庁次長)
泉田 光 (教育企画室長代理)
遠藤 浩 (教職員課長代理)
伊藤 俊 (参事兼高校教育課長)
佐藤 仁 (義務教育課長代理)
玉川 誠 (施設整備課長代理)
目黒 洋 (特別支援教育課長)
菅井 理恵 (特別支援教育専門監)

(司会)

それでは只今より令和元年度第 2 回宮城県特別支援教育将来構想審議会を開会いたします。

初めに会議の成立について御報告申し上げます。

本会議は 20 名の委員で構成されておりますが、本日は、小日向毅委員、野口和人委員、櫻井史朗委員、粟野琴絵委員、原新太郎委員の 5 名の委員から所要のため欠席する旨のご連絡を頂戴しております。出席予定の今公弥委員の到着が遅れておりますが、現在、14 名のご出席をいただいております。特別支援教育将来構想審議会条例第 4 条第 2 項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、本日の審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の審議会は前回に引き続き「公開」により開催することといたしますのでご了承承ります。続きまして、開会に当たり、宮城県教育委員会教育次長 松本文弘がご挨拶を申し上げます。

(松本次長)

皆さんこんにちは。本日はご多用中にもかかわらず、第 2 回目の審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃から本県の特別支援教育の推進のために、格別の御支援・御協力を賜っておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

7 月 12 日に第 1 回目の審議会を開催した訳でございますけれども、委員の皆様からは、これまで特別支援教育に関わりがなかった方々への障害理解啓発の重要性、保健福祉・就労関係を管轄する部署とのさらなる連携が必要など、様々なご意見を頂戴したところでございます。

本日、後期実施計画の原案を示してまいりたいと考えております。これまで、関係各課の様々な意見を取り入れるための教育庁内部の関係会議、特別支援学校の校長先生方との意見交換なども行いながら、後期の実施計画の案を作成したところでございます。

後期の実施計画においては、「切れ目のない支援体制の確立」、「多様な教育的ニーズに対応した教育環境整備の推進」、「インクルーシブ教育システムの構築」の 3 点を優先課題に位置づけ、我々の考え、あるいは前回の審議会でもいただいたご意見を基に作成しておりますので、本日は資料を基に様々なご説明をさせていただきたいと思っております。さらにこの部分を磨き上げていければいいのではないか、あるいはこの部分が足りないのではないか、とい

ようなことがございましたら、忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。本日もよろしく
お願いいたします。

(司会)

ここで今回から今年度の本審議会に出席いただいている委員を御紹介いたします。
医療法人五十嵐小児科院長 今公弥委員です。

(今委員)

よろしく申し上げます。

(司会)

宮城県特別支援学校長会会長・宮城県立石巻支援学校校長、三浦由美委員です。

(三浦委員)

よろしく申し上げます。

(司会)

ありがとうございました。ここで議事に入ります前に松本教育次長ですが、公務により退席さ
せていただきます。

(松本次長)

申し訳ございません。よろしく申し上げます。

(司会)

それでは議事に入ります。ここからは村上会長に進行をお願いいたします。

(村上会長)

皆さんこんにちは。どうぞよろしく申し上げます。今日は、今年度第2回目の審議会とい
うことで、次第にありますとおり、後期の実施計画について議論していきたいと思います。7月
に開催した前回の審議会では前期の5年分の実施計画の取り組みに対する成果と課題に

ついて確認をいたしました。委員の皆様からは後期実施計画の策定に向けて、先ほどのご挨拶にもありましたが、保健福祉部門との連携の必要性、教員の専門性の向上に関する研修内容を充実させること、特別支援教育に馴染みのない人への障害理解啓発が重要であることなど、これ以外にも様々な意見をいただいたところです。これらを踏まえて、事務局に後期の実施計画の原案を作成いただきましたので、3の議事(1)宮城県特別支援教育将来構想実施計画(後期)について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは事務局から宮城県特別支援教育将来構想実施計画(後期)についてご説明いたします。お手元の資料1「宮城県特別支援教育将来構想実施計画(後期)の概要」をご覧ください。こちらは後期の実施計画案の考え方を一枚にまとめたものとなっております。資料の左側上段を御覧ください。「目標の実現に向けた取組状況」につきましては、特別支援教育将来構想の3つの目標に対応したこれまでの取り組みを記載しております。また、前回の審議会委員の皆様から頂戴しました意見をまとめたものを右側の上段に記載しております。主に7つの項目に整理して記載をさせていただきました。今回は、特に「特別支援教育に関する理解啓発」それから「地域・福祉・労働等の関係機関との連携」、「教員の専門性向上」について多くの意見を頂戴したかと思えます。

資料の左側下段を御覧ください。「特別支援教育を取り巻く現状と課題」についてでございますが、こちらは特別支援学校長会からの意見、それから各学校の状況、特別支援教育課以外の関係課室の取組状況、保健福祉部門との連携体制について整理をしたものとなっております。特別支援学校長会からは、市町村教育委員会によっては、適正な就学判断がなされていないという意見や、障害のある子を地域で育てるための幼少期から高等学校のまでの学びの連続性の意識が薄いといったような意見を頂戴いたしました。これらを踏まえまして資料の右側下段にあるとおり、実施計画後期の視点として3つの、①、②、③の優先的課題を掲げ、具体的な事業をその下の施策の概念図に落とし込んで整理をしたというものになっております。

お手元の資料2をご覧ください。こちらは、後期の実施計画の原案となります。目次をご覧くださいとご分かりますとおり、「宮城県特別支援教育将来構想実施計画(後期)」につきましては、6章立ての構成となっております。

1 ページの「Ⅰ はじめに」を御覧ください。こちらは、策定の趣旨、計画の構成、計画の期間、進捗管理について記載しております。進捗管理につきましては、前期の実施計画では目標値は設定しておりませんでした。後期の実施計画におきましては、各事業に定性的・定量的な達成目標を設定したいと考えております。また、特別支援教育課以外の取組も本実施計画に盛り込むこととしておりまして、各事業担当課において毎年度、自己評価を行い、事業の取組状況等について本審議会に報告し、適正な進捗管理に努めて参りたいと考えております。

2 ページを御覧ください。「Ⅱ 実施計画(前期)の振り返り」でございますが、こちらは前回の審議会でお示した資料を事業ごとに分かりやすく整理し、文言調整を行なったものとなっております。内容は、特別支援教育将来構想で掲げる3つの目標と、目標の実現に向けた具体的な取組項目を抽出し、前期の実施計画5か年の主な取組、成果と課題を整理したのとなっております。

目標1「自立と社会参加」につきましては、(1)乳幼児(早期)からの支援体制の充実、(2)卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実、(3)将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実の3項目に整理をしているところです。

目標2の「学校づくり」につきましては、(1)多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現、(2)学習の質を高めるための教員の専門性向上、(3)学習の質・効果を高めるための環境整備の3項目に整理をいたしました。

目標3の「地域づくり」につきましては、(1)共生社会の実現を目指した理解促進、(2)市町村教育委員会の支援充実の2項目について整理をしたところです。ここまでは前回の審議会でもお示した資料の内容となっております。

11 ページの「Ⅲ 各学校等の現状と課題について」を御覧ください。こちらは、小・中学校、高等学校、特別支援学校の校種における、特別支援教育に関する現状と課題を示したものです。

1の小・中学校につきましては、少子化が進む中、知的障害、自閉・情緒障害の特別支援学級に在籍する児童生徒が増加している状況にあります。特別支援教育の取組をより一層充実させる必要があると考えております。また、特別支援教育に関する専門性について、12ページに記載しておりますが、専門性が学校や地域に蓄積されにくいといった課題があるというように認識をしております。

2の高等学校におきましては、中学校の特別支援学級を卒業した生徒のうち、約17%である57名の生徒さんが普通の高等学校へ進学している状況にあります。また、高等学校におきましても、今年度より通級による指導が始まるなど、多様な教育的ニーズに対応する取組を検討する必要があると考えております。また、こちらの資料にはまだ記載をしていないのですが、高等学校において、長期入院をしている生徒の教育について、どのように保障していくかということも課題になっておりますので、どのような支援体制を整備できるのか検討する必要があるのではないかと考えております。

13ページを御覧ください。3の特別支援学校につきましては、児童生徒数が依然として増加しておりまして、特に中学校の特別支援学級卒業後は、特別支援学校の高等部へ進学する生徒が増えている状況となっております。こちらの資料に記載はございませんが、仙台圏域の知的障害種の特別支援学校は狭隘化している状況にあり、高等部の生徒の増加に対応するため、仙台市太白区秋保地区に高等学園の機能を有した特別支援学校を、令和6年度を目標に設置をする予定となっております。また、前回の審議会でも終盤にご意見をいただきましたが、教育庁で所有をしている旧宮城県教育研修センター跡地を軽度知的障害のある生徒のための学校として利活用するため、今年の5月に民間を対象に事業者を公募したところ、1事業者から応募がありまして、私立の高等学園を設置するというところで話が進んでおります。設置の認可につきましては、教育庁ではなく、知事部局の管轄となります。現在、設置認可のための作業を進めていると聞いております。この後につきましては、特別支援教育分野について連携していく必要があると考えております。

(2)の学部・学科の再編についてですが、児童生徒の障害の多様化、それから生徒の特性・進路の状況、社会経済の変化等も踏まえながら、各特別支援学校のあり方や学科の再編を検討していく必要があると考えております。具体的には、視覚障害のあるお子さんにつきましては、早い段階からの支援が重要であるという観点から、視覚支援学校への幼稚部の設置等を検討していく必要があると考えております。また、聴覚支援学校につきましても、現在、産業工芸科、機械システム科、被服科、理容科、の4つの専攻科を設置しておりますが、専攻科への進学が少ない状況にありまして、大学・短期大学、それから就職の割合が高くなっているという傾向にあります。今後は、時代のニーズに沿った学科の設置について検討を進めていく必要があると考えております。

(3)仙台圏域の知的特別支援学校の狭隘化の状況についてですが、依然として仙台圏域の知的障害種の特別支援学校の狭隘化が解消されておらず、受け入れ可能数を超えた児

童生徒の受入、それから給食必要数の供給不足など様々な問題が生じており、学校の安全運営に対するリスクが高まっております。先ほども申し上げましたとおり、令和6年度に仙台市太白区秋保地区に仙台南部地区特別支援学校を新設する予定としておりますが、このタイミングに合わせまして、県内の通学区域、いわゆる学区の見直しも必要と考えております。

15 ページを御覧ください。就学前から学校卒業後までについてですが、こちらは、学校の問題というのではなく、特別支援教育の全般的な問題として記載させていただいております。特別支援学校につきましては、センター的機能として各小学校、中学校、高等学校等から色々な相談があれば、それを受けて指導助言をしていくという機能を担っておりますが、市町村教育委員会への支援、それから障害のある児童生徒を他の関係機関と繋ぐといった役割もあります。この2点について現状と課題を整理したものが15ページのものとなっております。

早期支援の体制につきましては、特別支援学校については、地域の保育所、幼稚園、小・中学校へ巡回相談を行うなどセンター的機能を発揮しており、相談件数につきましてもご覧のとおり、年々増加している状況になっております。早期支援のニーズが高まっている状況がお分かりいただけたらと思います。

切れ目のない支援体制の構築につきましては、特別支援教育を効果的に推進するためには、市町村教育委員会、福祉部門就労部門などの様々な機関と連携し、体制を構築することが欠かせないと考えております。特に「個別の教育支援計画」というのは重要でありまして、各校種間の引き継ぎですとか、関係機関と情報共有し、就労先まで繋げていく必要があると考えております。また、教育部門と福祉部門の関係機関の連携、研修のあり方の見直しなど、具体的な体制づくりを進めることが重要であると考えております。

16 ページをご覧ください。前期の実施計画における現状と課題、各学校等の現状と課題を今までお話申し上げましたけれども、それらを踏まえた上で後期の実施計画取組の視点として、「1 切れ目のない支援体制の確立」、「2 多様な教育的ニーズに対応した教育環境整備の推進」、「3 インクルーシブ教育システムの構築」、この3つの項目を優先的に取り組むべき課題に位置づけたいと考えております。

1の切れ目のない支援体制の確立についてですが、長期的な視点に立ち、幼児期から卒業後までの一貫した支援を行うため、個別の支援計画を作成し、進学先等に適切に引き継ぐことを徹底していきたいと思っております。また、就学前から就労まで、連続性のある支援体制づくりを目指していきたいと思っております。

2の多様な教育的ニーズに対応した教育環境整備の推進についてですが、小・中学校における特別支援教育のさらなる充実を図るとともに、高等学校においても通級による指導、それから多様なニーズを的確に捉えた教育方法、こういったものの工夫や拡充に取り組んで参りたいと考えております。また、教員の専門性向上に向け、特別支援教育に関する研修内容の充実を図っていきたいと考えております。

3のインクルーシブ教育システムの構築についてですが、特別支援教育に馴染みのない一般の方にも、特別支援教育や特別支援への関わり方、考え方について、分かりやすく伝えていきたいと考えております。また、居住地校学習を行う際、生徒を送り出す特別支援学校だけではなく、受け入れる側の小・中学校についても、どういった教育的効果があるのかというところを明確化し、小・中学校のそれぞれの学習内容を充実させていきたいと考えております。また、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりの実践例を蓄積し、実践校以外にも広げるために情報発信により一層取り組んでいきたいと考えております

17ページの「Ⅴ 具体的な取組」を御覧ください。こちらは、後期に実施していく事業を一覧とし、また、特別支援教育課だけではなくて、特別支援教育に関係する他の関係各課の事業も盛り込んでおります。この具体的な取組内容において、先ほど、後期の実施計画の取組の視点で説明しました3つの優先課題に該当するものにつきましては、表の左側、優先課題の箇所に丸印を入れております。具体的な取組については記載のとおりですが、こちらにつきましては色が若干変わっている箇所が特別支援教育課以外の課室が取り組む事業内容となっております。

それでは、最後にA3見開きの最後のページを御覧ください。こちらは後期の実施計画の政策体系といたしまして、先ほどの「Ⅴ 具体的な取組」についてを1枚にまとめたものとなっております。施策体系の右側の方に、取組方針・達成目標と、実施年度を記載し、毎年度見直しを行いながら事業の進捗管理を行っていきたいと考えております。令和元年度のものが今ここに掲載されていますが、令和2年度以降についても、事業が追加されれば随時追加していきたいと考えております。なお、取組方針・達成目標につきましては、まだ全てが埋まっておらず、また、内容についてさらに磨き上げが必要な箇所もありますので、この点につきましては、次回の審議会までにさらに精度を上げていきたいと考えております。さらに、令和2年度に新規で行うような事業も計画しておりますが、現在、予算要求の作業中ですので、本日の資料には記載しておりません。新規で実施できる事業につきましては、発表できるタイミングで加えていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。説明は以上です。

(村上会長)

はい、ありがとうございました。後期の実施計画は、前期の実施計画の取組状況を振り返り、そして特別支援学校以外の学校を含めた、特別支援教育の現状と課題を分析した上で、3つの優先課題を設定したということです。そして、それらにぶら下がる形で、各事業をそれぞれの目標に適合させる形で整理したということでした。取り組む事業については、それぞれ目標を設定して、毎年度見直すということで、これまでは行っていなかったのですが、進捗を定性的・定量的に管理していくということでした。それから、教育庁内の他の課及び室の事業も盛り込んだ形でまとめたという説明をしていただいたところです。内容にボリュームがありますので、それぞれの章ごとに区切って、皆さんから質問意見をいただければと思います。資料を読む時間を3分程度設定したいと思います。どうぞご覧ください。

(村上会長)

それでは、資料2を追いながら皆さんからお話を伺えるかと思います。資料2の1ページ「Iはじめに」というところで、策定の趣旨、計画の構成、計画の期間、それから今回、進捗管理が新たに盛り込まれました。この部分について、皆様からそれぞれご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

例えば、進捗管理のところ、定性的・定量的というところもう少し簡単に、「こういうものを想定している」といったことを、少し付け加えていただければありがたいのですけども。

(事務局)

はい、進捗管理についてですが、これまで前期の実施計画では、取り組む内容について示した上で計画を進めてきたところですが、後期の実計画については、「これをどのくらいまでやる、どこまで達成させる」というものを明確にしたいと考えております。資料の最後のページの施策体系に、取組方針・達成目標を記載しております。なかなか現段階では数値的な目標というのは立てにくい段階ではあるのですが、この事業はこういった目的を立てて、それをどこまで達成させるかというのを文字化しますと、その事業を1年間行った結果、どこまで達成できたのかというのを評価として分かりやすくお示しできるのではないかとということで新たに設けさせていただきました。

(村上会長)

はい、いかがですか。昨今、進捗状況を管理していくということで、現在何パーセント程度まで進んだかですとか、あるいはいくつかの事業のうちどれくらい達成できたかということを示すように求められているのが一般的だと思います。これまで特別支援教育の中では、進捗管理を設定するのはなかなか難しい部分があったと思うのですが、それをあえて入れていきましょうという考えのようです。

それでは、「Ⅰ はじめに」については、大枠を示しているというところがありますので、次の具体的な実施計画の具体的な中身について議論したいと思います。

2 ページから 10 ページまでの「Ⅱ 実施計画(前期)の振り返り」について進めていきますがよろしいでしょうか。もし必要であれば、再度「Ⅰ はじめに」に戻ることにはしたいと思います。「1 自立と社会参加」、「2 学校づくり」、「3 地域づくり」の前期の実施計画における取組内容についてまとめていただきました。とりあえず、1 つずつ確認をしながらいきたいと思いません。

まず「1 自立と社会参加」のうち、「(1)乳幼児(早期)からの支援体制の充実」についてです。前から議論されておりますけれども、特別支援教育というと、学校教育というふうにもどうしても捉えられがちですけれども、今の様々な状況を勘案すると、乳幼児期から子供達に対する支援を行う必要があると言われてるところです。この点について前回は議論があったと思います。前回指摘のあったところだと、保健福祉関係を管轄する部門と連携体制をさらに充実させたいということがありました。特別支援教育将来構想実施計画を策定する時点でも、保健師の先生も委員になっていただいて、乳幼児期からの支援ということを大事にしてきたわけですが、実際のところはどのようなのでしょうか。まだ充分ではないところもあるのかと思いませんが、いかがですか。巡回等をなさっている先生方もいらっしゃるかと思います。

(千田委員)

千田と申します。全体的なところで、前回もお話したのですけれども、視覚支援教育に長く携わっております。現在は、視覚障害者の福祉部門で仕事をしています。視覚障害ということに少し限定されてしまうかもしれませんが、就労支援といわゆる福祉の方で障害福祉サービスを受けるための相談支援事業についても担当しております。そこで大人の方達の相談だけでなく、就学前の乳幼児のお子さんの相談も受けております。

おそらく以前から、福祉との連携あるいは保健師さんの活用の必要性等が言われてきたと思うのですけれども、やはり、相変わらず母親が 1 人で悩んでいるというケースがありま

す。情報が少ないことで一番悩ましく思うのが、就学先をどうするかということです。保健士さんと継続した関わりがないわけではないのですが、必要な時に必要なことを、適切な中身を適切な時期にアドバイスいただけず、どうしたらいいかわからない、というような悩みを抱えている母親が非常に多くなっていると思います。おそらく、保健師さんもものすごく忙しいということもあり、お子さんが生まれたところから修学に繋げるところまで非常に長期にわたって大勢のお子さんを担当しなければならないという実態もあり、おそらく手がまわらないというような現実もあるのだと思います。以前よりは連携はできている、また、仕組みはできているのかと思いますけれども、なかなか現実には、そこら辺がスムーズに母親の不安が解消されるような形ではなされておらず、まだまだ不足しているというのが現状なのかなと思います。そういう意味で、私が行っている相談事業というのは、あくまで障害福祉サービスを受けるための相談事業ではあるのですが、それ以外の相談が非常に多い状況にあります。例えば仙台市だとアーチルが就学前のお子さんの相談に乗ってくださるのですが、それも半年待ちのような状況と聞いています。同じように、病院等に相談しても、やはり予約で何か月先まで待たなければならないというように、本当にどうしたらいいのだろうか、母親は悩みを抱えています。そういう意味で、特別支援学校のセンター的機能が余計に求められているのではないのかということを感じています。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。障害を持っている子供さん、小さい子供さんを抱えているお母さん方は本当に不安があるかと思えます。ただ、私も様々なケースに関わらせていただいておりますが、お子さんが小さいと、障害のことにだけに意識がいきってしまい、なんとか障害を改善できないだろうかと思ってしまい、そこからなかなか修学とか、計画案に出てきておりますが、幼稚部とか、そこまでの発想に繋がらないこともあります。それは親が悪いのではなく、おそらく、私共の方の情報提供の仕方も1つの要因ではないかなと考えられるような印象を持っています。親にしてみると、学校というところまでは、なかなか見通せない。子供が小さければ小さいほど見通せない傾向にあります。なんとか治らないだろうかという、それは大切な気持ちではありますが、そこだけですと子供の成長はどうしてもついていけない部分があると思います。そういったケースがあるとすれば、やはり、千田委員からお話しいただいたように、特別支援学校のセンター的機能ですとか、むしろそういう機関に保健福祉的な方から情報が上

がってくるだけではなく、保健福祉部門にアプローチしていけるような状況が必要と考えればよろしいでしょうか。他にございませんか。

(庭野委員)

私は、聴覚障害教育の方に関わっておりますので、聴覚障害教育の点からお話し申し上げたいと思っております。

聴覚支援学校では、以前からご存知のように、幼稚部があり、また乳幼児相談もおこなってきているわけですが、近年、乳幼児相談の方や先生方にお伺いしてみると、やはり共働き世帯の増加、あるいは片親世帯の増加によって、平日に来られる方が少なくなってきたというように伺っております。東北内の各聴覚支援学校のセンター的機能について、調査してみたところ、他県では例えば土曜日に相談日を設けるとか、あるいはサテライト教室として各地域の市民センターとか、小学校の空き教室などをお借りして、先生方が出張して各地で相談を行っているというように伺っております。宮城県の聴覚支援学校では、今月の10月5日の土曜日に初めて土曜日に乳幼児相談教室を開いてみたところ、大変たくさんの方がご参加くださったというように伺っております。今、申しましたように土曜日に教室を開くとか、あるいは各地に設置するなどということは、大変先生方にご負担をかけることになると思うのですが、聴覚障害教育というのは高い専門性が求められる領域ですので、専門性の高い聴覚支援学校の先生方にセンター的機能としてご活躍いただけるように色々な場、あるいは時間を設けるよう取り組んでいただけたらと思っております。以上です。

(伊藤(清)委員)

資料のうち、どこか特定のところということではないのですが、今の実施計画の振り返りということで、様々な事業が多種多様にあつてですね、特に私のような今回こうやって初めて関わる者にとっては、なかなかイメージが掴みにくいです。こういった計画は専門家だけではなく、県民の皆さんに供されることなので、例えば全てを紙ベースに落とし込むことは難しいと思うのですが、事業がどういう形で展開されていくのか、例えばホームページで、行われた事業の内容が分かるようなものがあればリンクしていただいたりですね、事例としてこういうものがあるといったこととか、どこかとコラボ化したりですね、何かイメージがわかりやすいような冊子の作り方にさせていただくと、関係者だけではなく、関心があったり、これからこういったことを勉強したいという方々にも、広く周知できるのかなと思います。そのくらいのア

アイデアしかないのですが、色々なことをやってらっしゃるのをもう少し視覚化できるような内容であればいいかなと思いました。以上です。

(村上会長)

ありがとうございます。先ほど、私もお話ししましたが、小さい子供の母親にとって教育というのは、どうも自分達からちょっと遠い世界のように感じてしまうようです。そのようなことに対して、今お話のあったように学校教育だけではないですというイメージや実際の事業はこのように行われているというように見やすくすると、分かりやすく、アクセスしやすいのかなと思ったところです。他にいかがですか。

それではですね、②の市町村教育委員会における教育支援体制づくりの方に移っていきたいと思います。前回もありましたけれども、就学に関する手続きと判定等も含めて市町村教育委員会に事務が移っていったわけですが、それがだいぶうまく流れている部分と、まだまだ機能していないのではないかと不安な部分があるというお話がありました。この点等も含めていかがでしょうか。

(村上(善)委員)

女川町教育委員会の村上でございます。まず、大変きちんとまとめていただきまして、事務局に感謝を申し上げます。この教育支援の体制づくりというのは、毎回この場で話題になることで、市町村の教育委員会によっては、ここにあるように、担当者が1年ごとに替わるということも希ではございません。そのような中で、就学手続き等のいろはを覚えるということは、職員体制とかそういうこともありまして、現実的にはなかなか厳しい状況がございます。女川町は本当に小さい町でございます、1人の職員が3役も5役もやっているような中で、たまたま私みたいに口うるさい者がいると意識して取り組みますけれども、前例踏襲、あるいはその場になって前年度の文書を見て処理するというようなこともあります。センター的機能とか等色々な絡みはある中で、広域の特別支援学校がセンター的機能でどんなことをしなければならぬのかということは、地域によって大きく異なっていると思います。そのような中で、県では就学相談活動支援事業に取り組んでおられますが、なかなか市町村の職員のスキルアップ等については、正直、頭を痛めている状況でございます。ただ、例を出して大変恐縮ですが、本町では大学の支援とか、あるいは町内にあります女川高等学園があるということで、センター的機能、あるいは大学の支援を受けやすい状況にあり、私がこんなことを言うのもおか

しいのですけれども、年々、質的に向上しているのかなと思います。今、村上会長さんから出たような問題も、本町には幼稚園はないのですけれども、保育所の段階から取り上げているような状況がございます。ただ、市町村教育委員会の立場でもお話しさせていただきますけれども、全部がうまくいっているかと言うと、必ずしもそうではなく、毎年同じことが繰り返されていて、子供の本来の姿というか、そういうのが見失われているようなケースも正直ないわけではございません。今、この同じ時間帯に、県教育庁に対して市町村教育長会からのこういったことについての要望を行っておりますが、現実的には非常に厳しい状況にあります。そのような中、後期5か年間で何をすればいいのかと言うと、圏域の特別支援学校のセンター的機能の充実とか、あるいは職員のスキルアップとか、諸々この言葉どおりではあります。しかし、就学事務説明会に参加しても1つ1つの言葉をしっかりと理解していないと先に進めないような職員も正直おります。就学に関する研修会等の中で、どのように市町村の実態に合ったような内容としていくのかというのが大事ではないかと思います。現実的には市町村の教育長等が、よっぽど意識してやらないといけません。以前も、佐藤委員さんもおっしゃったと思うのですが、現実的にはここが大きなネックになっていると思います。ただし、これに関しては、それぞれの市町村、あるいは市町村教育長会という場の中で改善に取り組んでいるところではございます。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。やはり県の方で主導していただくというのは、まだまだ必要な状況なのかなと思われれます。

(村上(善)委員)

県が主導するのは限界があると思います。市町村がどれだけ意識して、県がどれだけ働きかけをしてくれるかだと思っておりますし、それがかなり難しいのかなと思っております。

(三浦委員)

特別支援学校長会から一言お話をさせていただきたいと思います。特別支援学校長会の方で、この後期の実施計画についてのアンケートで意見を徴収したり、校長会の会議の場で意見を聞いたりということを行わせていただきました。その中で、沢山出ていた意見が、この適正な就学指導ということところです。校長先生方から強く出てきております。今、村上教育長先

生からお話があったような事情が背景にはあると思いますけれども。それで今回の後期の実施計画の中には、今後、教育支援の手引きを改定して、それが適正に活用されていくように、就学事務の流れや改正点について、理解に向けた周知に務めることが必要とあります。是非、ここのところを強く希望するところでありまして、この教育支援の手引きが、今、大変吟味されて作られていると思いますので、それが各市町村の教育委員会の担当になった方が、初めて担当しても分かるような形で大変分かりやすく作られていけばいいなと思いますし、それを担当が変わっても、どんどん引き継いで適正な就学指導ができるような、そういう仕組みを作っていただけるとありがたいといった校長会の方から要望が出ておりました。

それから、特別支援学校長会からの意見というところで、この概要のシートの方にもありますけれども、やはり市町村の教育委員会の担当の方は事務担当の方もいらっしゃいますので、なかなか特別支援教育に詳しい方がいるとは限らないということもあり、県として何ができるかということ考えた場合、やはり取り組み方の1つとして、教育事務所の活用もあってよいのではないかと考えます。教育事務所に特別支援教育のことがわかる指導主事を配置し、それで市町村の指導をしていくというような、そういう仕組みがあってもよいのではないかと思います。その辺は予算がかかるころではあると思いますけれども、それはこれからの子供達が本当に適正な場で学んでいくということ考えた時には必要なことであると思いますので、具体的にご検討いただければと思います。以上でございます。

(村上会長)

ありがとうございます。教育事務所ですね。それでは(2)の卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実に行きたいと思います。いかがでしょうか。

(伊藤副会長)

②の音楽、美術、体育等の文化スポーツ等に関する学習活動の充実についてですが、以前から、このような項目を要望しておりまして、記載いただき大変嬉しく思います。宮城県や仙台市ではですね、とっておきの音楽祭など特別支援学校の卒業生で、音楽で活躍している方や詞を書く方もいます。これは、情報提供ですが、エイブル・アート・ジャパンというNPO法人が障害のあるアーティストの経済的自立と、地元のクリエイターの資源向上を目的としたワークショップを通じた商品開発の支援に取り組んでおります。おそらく2・3年くらい前からだと思います。今は、東北楽天イーグルスとコラボして応援グッズを作ろうということで、タオルやトー

トバッグを作成し、それを商品化したりしています。そのように、学校が行う機会はないと思うのですけれども、そういった社会福祉の分野での音楽とか美術活動と言っていいか分からないのですが、アートと言いますか、そういったものにつながっていくようなものを今後も入れていただきたいと思います。在学中にそのようなことに触れる機会というのがすごく大事だと思います。宮城県にはないのですけれども、花巻にある、るんぴにい美術館ですとか、福島県の猪苗代には、はじまりの美術館もあります。また、栃木県的那珂川町には、もうひとつの美術館というのがありまして、すごく感銘を受けると言いますか、修学旅行や校外学習で生徒が行くのは難しいとは思いますが、先生達も足伸ばしてそういったものを見てみて欲しいと思います。単なる就労支援だけではなく卒業後の生きがいに繋がるととても重要なことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。今、お話に出たるるんぴにい美術館というところは、私が岩手県の教員だった頃の私の教え子達が今そこで美術作品を作っておりまして、フランスで販売もしております。今、お話が出まして嬉しかったです。最初はいわば趣味的な部分だったものが、今は商品になったりですとか、今、社会がそういうふう動いている部分があるなということも私も実感しているところです。ありがとうございます。

それでは(3)の将来の自立と社会参加を目指した進路指導の充実について検討したいと思います。いかがでしょうか。これは、前回ありましたが、特別支援学校ですと小学部段階から高等部へと卒業を見据えた子供たちの就労というよりは、むしろ将来の自分が生きていくということについての思いを育てていくということについての指導ということになりますね。

本審議会の当初の頃の議論ですと、学校は卒業させたら終わりであると。しかし、支援を受ける側にとってはそこがスタートだということがずっと言われ続けてきましたので、社会参加、そして自立という上ではとても大事な部分を小学部から高等部に向けて継続して支援していく必要があるということが議論されてきたところです。いかがでしょうか。

(千田委員)

B型就労支援事業所を運営しているという観点からお話し申し上げたいと思います。先日、視覚支援学校ではない特別支援学校の高等部の1年生のお子さんで弱視の障害を抱えた方からの相談を受けました。視覚障害があつて受け入れをしてくれるところが、受け入れ

てはくれるのだろうけれども、その視覚障害への配慮というものが難しく、就労が続くかどうか分からないので、是非見学に行きたいということでいらっしやいました。当然のことながら電話で繋いでくださった方が学校の先生だったので、先生もついていらっしやるのかなと思ったところ、おいでになったのは保護者とご本人だけでした。私も教員をやっていた頃は、卒業後の就労先での就労支援についての知識というものがほとんどなかったと言いますか、本当に理解をしていませんでした。そのことを考え合わせた時に、保護者ご本人もそうなのですけれども、やはり、特別支援学校、あるいは特別支援学級の先生方が、卒業後の進路先としてどのような現場があるのだろうということを、ご自身の目で確認する、それを積み重ねていくことがどうしても必要なのではないかと考えています。その先生がお見えにならず見学に保護者の方とご本人が来て、この先どうなるのだろうというような感想を持ちました。その後、残念ながらその学校の先生からの連絡は一切ありません。保護者任せなのかな、ご本人に任せなのかなということで、やはりもう少しご家族と先生方がタイアップして、就労先、卒業後のことを本当に一緒に親身になって考えるという姿勢が求められるだろうと考えています。やはり学校生活よりも卒業後の人生のほうが非常に長いわけで、もっともっと真剣に考えていくのが教育現場には今、求められているような気がします。連携という言葉が色んな所で出てきておりますが、本当の意味での連携がなされる体制づくり、あるいは具体的な取り組みが皆さんに伝わるような中身であればいいなと考えているところです。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。

(伊藤(清)委員)

千田委員がおっしゃるとおりで、私たちは学校が終わって成人になり、地域の中で生活しておりますけれども、もちろん先ほどおっしゃった現場ということもそうですし、どういう人生を今歩んでいるのだろう、その人がどういう生き方をしているのだろうということを、もっと現場の先生方に知って欲しいと思います。しかも、多種多様な生き方があるわけで、必ずしもレールを引かれたことだけではなくて、自己表現をしながら自分らしい生活をどう送るかというところが大切だと思います。具体的な施策の中にも折々出てくると思うのですが、例えば、当事者の人達の生活の生の姿を見せる場が必要なのかなと思います。それは OJT でも結構ですし、前に拓桃支援学校でやっていたのですが、拓桃支援学校の卒業生達が中学生達と一緒に、

催し物を開催して自分たちがここでこういう生活をしている、卒業してこういうことをやっているのだと。もちろん、仕事の話だけだとなかなかイメージも掴みづらいので、趣味のことであるとか、こんなことを楽しんでやっているよとか、中学生には結構刺激があったのではないかと思います。特に、音楽とかに興味があったようでした。何か、今現在、成人になった方の生き方を先生方とか子供達に実際にマッチングできる場があるといのではないかと思います。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。教員の研修にも関わるような中身であったかと思います。それではみなさんから意見を沢山いただけるようになりましたので、少しスピードあげたいと思います。目標2の学校づくりに移りたいと思います。前回の審議会では、(1)多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現、それから(2)学習の質を高めるための教員の専門性の向上、(3)学習の質・効果を高めるための環境整備、これらが大きな課題として浮かび上がってきました。その他、いくつかの下位の項目がぶらさがっております。どちらでも結構ですので、どうぞ意見をいただきたいと思います。

(伊藤(清)委員)

今回、事前に資料をいただいて、一番お話しをさせていただきたかったところなのですが、資料1のところ、前回の審議会でいろんな意見を申し上げまして、差別解消法と虐待防止法の話させていただきまして、それは特別支援教育に関する理解・啓発というところに位置づけられておりますが、むしろ、その隣の教員の専門性の向上に係る部分が大きいのではないかと考えています。というのは、当事者として厳しい言い方をさせていただくと、やはり虐待ですね。皆さんもご存知のとおり、あまりに頻繁にそういったことが報道で取り上げられる現実があるのではないかと思います。そうしますと、こういった差別解消法、虐待防止法等について、専門性向上のみならず、本当に根底にあるものを先生方にもう一度学びなおしていただきたいなと思います。繰り返しになりますけれども、そういった場というのはやはり現実に今いる当事者達から学ぶべき部分が大きいのではないかと思います。国連の障害者権利条約の件でも皆さんご存知のとおり、私たち抜きに私達のことを決めるな、というようなところをどういう教育現場に生かすかとか、私達当事者が教育現場でどういう形で関わらせていただくかなれば、こころで何かお役に立てる部分とかがあるのではないかと思います。研修会

等の際に障害種別にかかわらず、様々な障害の方がお話しできる部分があると思いますので、入れていただけるとありがたいかなと思っております。以上です。

(村上会長)

資料の後半が計画の部分になりますので、その計画の議論のところでも、もし思いついたならば、戻ることも含めて考えていただきたいと思います。

では、目標3の地域づくりですね。先ほどお話もあったように、地域との連携、あるいは社会に開かれた教育課程とわざわざ学習指導要領では言っているようですから、特別支援教育も当然、社会に開かれる、この点についてありましたらばいかがでしょうか。

はい、では少し進めたいと思います。それではですね、11ページの「Ⅲ 各学校の現状と課題」というところに進んでいきたいと思います。小学校、中学校そして高等学校それから特別支援学校という今の状況がここにまとめられています。それから就学前から学校卒業までということで、具体的なデータに基づいてここでは述べられています。いかがでしょうか。

先程付け加えられた点が3つほどあったかと思えます。1つは高等学校の部分については、長期の入院の子供達に対する学習保証というところです。2つめは、仙台市太白区の秋保に高等学園機能を持つ特別支援学校が新設される計画があること。3つめは、前回の審議会の最後の方で出てきました、旧教育研修センターの跡地利活用について、事業者が選定されたということです。ただし、私立の学校ですので、教育庁の内部の話ではなくて設置認可については、知事部局ということでしたので、内容的な部分には、なかなか今の段階では関与することは難しいのかもしれませんが。そういう情報がありましたので、良ければそれを含めてどうぞお願いします。

(伊藤副会長)

質問ですが、高等学校の2行目のところ。「全体の17%に当たる57人が」とありますけれども、障害種がどうなっているか分かっていたら教えてください。

(事務局)

はい。こちらは国の方で実施しております学校基本調査のデータを引用しておりますが、障害種までは把握はしておりません。

(伊藤副会長)

県のデータはないのでしょうか。

(事務局)

当課では、特別支援学校における高等部の卒業生の就労率であるとか進学率についての数値は把握しておりますが、中学校の特別支援学級から入学者数のとなると、今の段階では持ち合わせておりません。

(村上会長)

もし可能であれば義務教育課と調整いただくところも含めて考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。その他いかがですか。

(千田委員)

私の質問の前に、今のご質問に関連しまして、視覚障害生徒については、特別支援学校の中学部ではなくて弱視特別支援学級から普通高校に進学した例は複数あると思います。知的な遅れが伴わないものですから、補助具等を使用すれば高等学校でも十分に学習ができるということで、私も関わった例がいくつかありますので、その辺、確実に把握していただければと思います。それから、視覚障害の生徒さんの場合、特別支援学校の中学部を卒業し、普通高校に進学している例がありますので、適切に把握していただきたいと思います。

質問ですが、高等学校で令和元年度から3つの高等学校で通級による指導を行い始めたということで、始まっているのね、と思ったのですが、具体的に少し教えていただければありがたいなと思いますのでよろしく願いいたします。

(事務局)

高等学校の通級による指導につきましては、昨年度から制度化されたところではあります。具体的な内容は少し差し控えさせていただきたいと思いますが、3つの高等学校につきまして、これは普通科というように聞いています。詳細については、申し訳ございませんが、現状としてはこのぐらいの記載とさせていただいております。

(千田委員)

発達障害のお子さんということですか。

(事務局)

そうですね。いわゆる視覚であるとか聴覚とかではなく、発達障害というように伺っています。

(千田委員)

ある時間で教室を出てその子達の指導をするといったイメージなのでしょうか。

(事務局)

学校によって取組方が異なりますが、選択教科の時間のところで実施したり、教科以外のところに対応していると伺っています。

(山川委員)

今の質問に関連しまして、個別の支援計画ということで、子どもたちの将来にわたっての道筋をつけるために、個別支援計画を立てましょうということの後々にも語っているようですが、通常で言うところの特別支援教育に当たる子供達はそういったアセスメントをしていただいて個別の支援計画というものを学校が中心となり、またはセンターが中心となって行っていると思うのですが、近年は発達障害の方達も増えてきたので、こういった特別支援学校ではなく普通の一般校に通われていたり、または専門学校等へ進学する方も増えていると思います。そういった人達に対しての計画、移行計画も含めてそういったところは十分に検討されているのでしょうか。特別支援の現場を離れたからそこで切られるとなると、その子供が今後の将来どういった道に進んでいいのか分からない状態に陥ってしまって、適切なアドバイスを、受けられないだけでなく、受けがらない子もいるとは思いますが、そういったアドバイスをいただかないが故に、自分自身で進む道を作って行ってしまってリタイアしてしまうというケースが結構見られます。特別支援教育が切れたところでズバッと切っていくのではなくて、きちんとどこかに引き渡しをしてあげる、相談事業所等にきちんと引き渡しをしてあげるころまでをこの計画では考えられているのかというところを疑問に思いましたので、お願い致します。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。高等学校の中のことで先ほど、まだ情報を控えるというところもありましたので、今日回答いただけるかを含めて、もし難しいならば3回目の審議会がありますので、そこまでの間には先ほど千田先生からもありましたけども、具体的にどのような、学校名は別にして、どういう指導体制を組まれているのかといったところ。また、山川委員の今のお話も含めて、特別支援教育は皆さんご存知のように特別支援学校の教育だけということではないわけですから、子供さんのニーズに応じるということからすれば、やはり将来を見通すということは不可欠だと思います。高等学校での対応、それはその中の一環でしょうか、全体像、どうやって誰がどのように把握するのか、それを記述するのかということについて分かる情報を提供頂ければなと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

個別の教育支援計画については、特別支援学級、通級指導教室、通級による指導を受けているお子さん、それから特別支援学校のお子さんに関しては必ず作成して引き継いでいくということになっております。ただし、通常の学級に在籍していて特別の配慮を必要とするお子さんについては作成することが望ましいという位置づけとなっており、作成されているお子さんもいらっしゃるものの、そうではなくて独自のやり方で引き継いでいるというケースも確かにあります。その流れからすると、中学校から高等学校に進学する段階において、確実に引き継ぎがなされているかというところは、先ほどお話しさせていただいた、切れ目のない支援体制というところにどのようにつなげていくのかということが大きな課題であるというように当方でも把握しているところでございます。ただ今、具体的な数字としてどうなっているのかというところは、今、会長からお話があったように、高校教育課等の関係各課と調整しながらまた進めていく必要があると思っているところでございます。

(村上会長)

それではこれから進めていただく方向で検討してください。それでは、16ページの「IV 実施計画(後期)の取組の視点」に移っていきたいと思います。よろしいでしょうか。また、前の方と関係するところがありましたらどうぞお話しいただければと思います。

切れ目のない支援体制の確立、それから多様な教育的ニーズに対応する教育環境の整備の推進、インクルーシブ教育システムの構築、それぞれどちらからでも結構ですのでご意見をいただければと思います。

(今委員)

色々お話ししたいことあるのですが、ここの部分に関して、就学から就労まで切れ目のない支援体制と書いてありますけれども、先ほど村上会長もおっしゃったように、就労してからも難しいことが起きるといことが大いにあるわけですので、就労までというよりも、もう少しフォローアップということも書いてございますので、就労してからのフォローアップ体制もはっきりした方がよろしいのかと思います。実際、子供の頃から成人まで相談を受けている身になりますと、就労してからなかなかうまく相談できないという患者さんもおりますので、そういったところで、就労までと切らずに就労してからもこういったことをフォローアップしていくという流れを明記した方がよろしいのかなと思います。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(村上(善)委員)

1番目の切れ目のない支援体制の確立のところ、先ほどの話題と絡むのですが、現実的に今、小・中学校ではいわゆる発達障害と呼ばれる児童生徒が多いと思います。先ほど出た高等学校の通級システムというのは、いやが応でも対応しなくてはならないことであると思います。小さな事例で恐縮ですが、本町で私立の通信制の高等学校に通学し、支援を受けている生徒もおります。特別支援学校以外の学校種というのは高等学校当たりをイメージしているのだと思いますが、この個別の支援計画というかそういうもの引き継ぎは、何も個別の支援計画だけではなくて高等学校に進学する際は必ず生徒の情報交換を行いますから、その中でいわゆる発達障害、通常学級にいる子供達のこれまでの指導とかそういう体制が継続していけば、切れ目のない支援体制ができていくのではと思っております。それからもう1点は、私は何と言っても以前から言っておりますけれども、教員の専門性の向上、教員の資質向上に尽きるのではないかと思っております。いくらフレームが立派でも、教員の資質向上が必要であると思います。ただし、県では色々配慮をさせていただいて、例えば、特別支援教育

枠で教員を採用したり、これが5年後に例えば8人から10人ぐらい採用されているようですが、今後増えていくようです。その教員が、ある年齢になった時に一度小・中学校で勤務するというような人事交流等を行いながら、長期的なスパンで資質向上を図っていかなければならないのではないかと思います。それから、小・中学校、特別支援学校に限ったことではないのですが、いわゆる年齢の高い教員のモチベーションをどう高めていくか。これが大きな課題になっていると感じます。教員の資質向上について、県では様々なことに取り組まれておりますが、これをどう継続して長期的にやって行くべきか。短期的にやるものを見据えながら、5年間の中でこのくらいの人事交流が行われたとか、あるいは大体できたとか、1年目は全然できなかったとかということで、進捗管理をおやりになってはいかががかなと感じるところでございます。

(村上会長)

ありがとうございます。今は高等学校が一番難しいのかなというところがあります。私どものところの教職大学院に県の方から派遣されている先生方がおります。ちなみに私が担当している現職の方はある高等学校からいらっしゃって、その高等学校でも就労した後の状況がかなり厳しいということで、それが研究テーマになっています。高等学校の先生で、中学校からの細かなデータの引き継ぎが充分ではないなということへ意識のある方々は、その辺を問題視し始めていますので、今言っていたように、高等学校の先生方の動機づけをいかに高めていくかというのがとても大事なのではないかと感じているところです。

(今 委員)

教員の資質向上ということで、最近、診察室で話題になっているのは、発達障害をお持ちの方の学習保証のことが1つございます。これまでは例えば自閉症だとかADHDだということとはよく言われておりましたが、学習障害に対してどう指導していくかというのがあまり確立されておらず、診察室で、例えば読みの障害がありますという診断をしたとしても、実際に学校に行っていただいて、「どのように指導したらいいですか」ということを病院に聞かれることが多いです。本来であればそういった指導というのは、教育の現場でやっていただければならないと思いますので、そういった意味では教員の資質向上の中に、もう少し、どう指導していくかということ、発達の特性に合わせた指導法というのを確立していただけないかなということを経験現場からは思います。それと話は別になりますけれども、個別の支援計画につい

てですが、診断する人間がこういうこと言っはいかがかと思いますが、軽微な特徴でははっきり診断できないこともございます。ですから、診断がついたから支援計画ができるという方向ではなく、教育現場では全ての子に対してその子の発達、その子の特性に見合った計画を立てられるべきで、もちろんその個別の支援計画のようなはっきりしたものではなくても、それをベースにしたような、どの子にも必要な計画を立てられていくべきではないのかと。小学校で立てられていった計画が小中高とつながっていくのだというようなことを考える必要があるかと思いますが。3点目は、適正な就学支援ということで話がございましたが、今の話だと就学支援はあくまでも入口なので、その段階で適正な就学と考えられたとしても、その子の発達によっては実際に選んだ場が適正でないこともあるかと思いますが。ですから、その場で柔軟にその子にとってどんな就労が望ましいのか、どういう支援が望ましいのか、どういう教育環境が望ましいのかということを常に考えていくシステムがなくてはならないと思います。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。話題が具体的な取組の中身の方に入ってきていますが、戻っても構いませんので、17ページの「Ⅴ 具体的な取組」に移っていきたくと思います。

自立と社会参加、学校づくり、地域づくりの3つの目標を実現するための具体的な事業内容についてということで、17ページから20ページまで記載されています。色付けされている部分につきましては、特別支援教育課以外の課室が中心となって実施されるということで先ほどお話がありました。それらも含めて御覧いただいて、意見をいただければと思います。

(伊藤(清)委員)

17ページには、具体的な取組ということで記載があると思うのですが、先ほど今委員がおっしゃったように、就労後のフォローアップ、それは地域生活全般を含めてそういった課題があると思うのですが、4ページにあります自立支援協議会が何らかの関わりを持てるのではないかと思います。4ページの課題のところ拝見しますと、地域の自立支援協議会の機能を活用するといったことは書かれているのですが、どのように自立支援協議会が教育の中に位置づけられているのか。いわゆる福祉分野や地域と連携しているのか、イメージ化ができないと思います。特に、自立支援協議会は市町村単位や広域な圏域でやっていらっしゃる場所もあると思いますが、話を聞くと、どうしたらいいかわからないような場所もあるようで、その地域に住んでいらっしゃる方々が社会的障壁を改善する1つのきっかけとして是非活用して

いただきたいと思います。それを受けて、17 ページ以降の具体的な取みの中に、この自立支援協議会がどういう形で位置づけられているのかを、もう少し明確にしていきたいと思いますという思いはあります。そして、教育分野だけではなく様々な関係者と協力しながら御本人の人生のフォローアップが必要だということを具体的な取組でイメージでき、それを実感できるような計画が欲しいなと思っています。以上です。

(三浦委員)

前に戻ってしまうのですが、「IV 実施計画の取組の視点」についてですがよろしいでしょうか。特別支援学校長会からの意見を伝えさせていただきます。2 の多様な教育的ニーズに対応した教育環境整備の推進というところで、校長会の方で1つ意見ができました。なかなか難しいのかもしれないのですが、資料1の特別支援教育将来構想審議会からの意見というところの中には少し触れられてはおりますが、精神疾患、AYA 世代への支援、それから、遠隔教育等についてを、個々の多様な教育的ニーズに対応した教育環境の整備の推進というところに少しでも盛り込むことはできないのだろうかという意見が出ています。難しいのかもしれませんが、もし可能であればその検討をお願いしたいというのが出ておりました。それから同じく、2 の多様な教育的ニーズに対応した教育環境整備の推進というところで、一番上にありますけれども小・中学校等の特別支援学級や通級による指導など特別支援教育のさらなる充実を図りますとありますけれども、小・中学校、高等学校、幼稚園等も含めた支援というのが大変重要になってくるだろうというところで、そのために、小・中学校の特に管理職への指導というの必要なのではないか、また、そういう手立てが入ってくると良いという意見が出ています。そのために様々な連携をしていくことが必要かと思えますけれども、例えば、先ほどもお話ししたことの繰り返しになりますけれども、教育事務所の活用ということもありますし、特別支援教育課だけではなくて、義務教育課、高校教育課との連携がかなり重要になってくるのではないかということで、連携を強く望むという意見が出されておりました。「V 具体的な取組」のところでは、他課の取り組みも色を変えて出てきたということは、とてもわかりやすく良かったですと思います。特別支援教育は様々な課室と連携をしていかなければならないものだと思いますので、その辺の連携が具体的な方法、形になってくればよいと思います。少し意見を伝えさせていただきました。以上です。

(村上会長)

実は私は病弱教育が専門なので、今、三浦委員に言っていただいたことが、私達の領域では日頃の課題になっています。精神的な疾患を持った子供さんについては、昨今、他県では病弱特別支援学校が受け入れる形になっています。本県では、それはまだというところがあります。また、AYA 世代というお話がありました。三浦委員、少し説明をいただければと思います。

(三浦委員)

15 歳ぐらいから 30 歳代ぐらいまでの小児がんのかかりやすい世代への支援ということです。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。先ほど、高等学校の中の院内学級の話がありましたけれど、全国的にはその世代が病院に入院をすると、そこでの学習保障をどうするかというところですね。その問題がずっと全国の中では大きく流れとしてある形をなしてきています。その 1 つの方法として遠隔があると思います。本県でも今その動きが始まって、来月最初の会議が開かれる状況になったところです。三浦委員に言っていただいて、私も言う機会いただきました。ありがとうございます。

今のように多少戻っても結構ですので具体的な取組のところについてお話をいただければなと思います。

前回の審議会で話題のありました一般の方々に向けたインクルーシブシステムをどうやって理解していただくかということについて、どれほど進んでいるのかというと、進捗状況をこれから管理するという上では、1 つの目安になるのかなという印象を個人的には持っているところです。それから、居住地校交流もどれくらいの回数をやられているのか、どんな中身なのかということについても盛り込んでこれから議論ができればなと思います。そうするとさらに通常の学校の中に特別支援教育の視点と言ったらいいのでしょうか、バリアがない状況をどうやって作り出すのか。あるいは、それを通常の学校の子供達の中でそれをどうやって育てるかというような、そういう話になっていくのかなと思っています。何かありましたらお願いします。

(千田委員)

村上会長がおっしゃったことに関連するのですが、居住地校学習について、視点の中にも、取組の中にも具体的に書かれておりますが、ずいぶん前から行われていて私も関わったことがあります。色々な取り組み方があると思うのですが、なかなか特別支援学校の子供達が地域の普通の学校で、本当の意味で共に学ぶということがなかなか難しく、結果的に行事のような取組にしかならないという事例もあるのではないのかと懸念しています。その行事的な取り組み方であれば、本当に何か行事があった時に年に2、3回行きましたというようなくらいであれば、単なるお客様であって、本当の意味での居住地校学習にはなっていないのではないかと以前から思っておりました。本当の意味で共に学ぶというような意義が生まれてくる取組になるような文言で表現することは非常に難しいと思いますが、その辺を両方の学校で意識できるような取組の具体化を図っていただければと思います。形だけで終わらないようなそういう表記がなされればありがたいというように思います。

もう1つですが、教員の資質向上というところで、ずっと気になっていたのが、やはり高等学校なのですけれども、私立の高等学校はどのような位置づけになっているのかといったことがとても気になっております。おそらく特別支援教育対象のお子さんが公立の高等学校ではなくて、私立に進学するケースが非常に多いと思います。私の知人でも、私立の高等学校の教諭あるいは管理職をなさっている方が何人かいらっしゃるのですけれども、話を聞くと、やはり公立学校と先生方の理解度が全然違うようです。違うというのは、私立の高等学校の先生方が特別支援教育というものに対する意識がものすごく低いというような話をよく聞きます。それでは本当の意味で支援が必要な子供達の人生を考えた時に、決して良いことではもちろんないわけで、教員の資質向上を目的に、研修にしてもなんにしてもそんなのですけれども、私立の高等学校も範疇に入るような形を是非とっていただきたいなと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。現状がどうなっているのかが分からないのですけれども、その辺を併せてよろしくお願ひしたいと思ひます。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。今の私立の高等学校については、事務局いかがでしょうか。お答えできる範囲で結構です。先ほどのお話にありましておひ、特別支援学級から私立の高等学校へ進学しているケースが増えていることは事実だと思ひますので。

(事務局)

特別支援学級のお子さんが私立の高等学校に進むというのもある程度いるというということとは把握しております。現段階において、なかなか明言しにくいのですが、これまで前期の実施計画におきましても基本的に特別支援教育課の範疇で取り組んできたというところもありますし、特別支援教育将来構想自体は、条例に基づいて諮問して作られているものですので、基本的には私立の学校にも是非ともお願いしたいというところではあるものの、正直なところ、そこまで至ってないというのが現状とっております。今後、どのように私立学校についても巻き込んでいけるかということについては、少し検討していきたいと思っております。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。以前私は、教育振興会議の委員でした。もちろん、県立あるいは市町村の県内の公立の学校が中心ではありますが、その中に特別支援教育の充実というのは入っていますので、そういうところをうまく突破口にして私立の高等学校に進学している子供達のことについても、何らかの形でのサポートあるいは充実した取組ができればありがたいなと思ったところです。

(伊藤副会長)

先日ですね、利府支援学校の30周年記念式典というのがありまして、私もOBとして参加しました。本日の資料の中にも教育環境整備の推進とありますが、利府支援学校の分校が設置されたり、また小松島支援学校ができたりとか、狭隘化は解消したかのように思っておりましたが、利府支援学校については、私が在職していた7、8年前と全然変わってないと思いました。変わってないというのはですね、子供達は何とか収容できているのですが、基本的な環境として、校庭・プールがないのです。おそらく、仙台圏域の特別支援学校の中でも、環境が整っていないのではないのかと思います。私も何もできなかったことを反省しております。つまり、校舎改築事業の中にも計画的な立替えや大規模改修とありますけれども、是非、狭隘化解消だけでなく、基本的な教育環境の整備というのも大事ではないかと思っております。新しい学校は問題ないと思うのですが、あの限られた土地の中では、何もしようがないなど。その辺を考えていただきたいと思いました。

それから、これも以前からですけれども、特別支援学校だけ設置基準というのがありません。2016年あたりに参議院にも取り上げられたようですし、校長会等からも要望してきたのですが、現状はどうなっているのか最近の状況が分かれば教えていただきたいと思っております。関

連しまして、資料 1 の教育環境の整備のうち、「狭隘化解消に向けた大規模校の利活用」について、おそらく閉校した学校を利活用するという意味だと思いますが、この表現では一般の方は分からないのではないのでしょうか。特別支援学校の大規模のことなのか、あるいは閉校した小学校とか中学校のことなのか、はっきりした方がよろしいと思いました。以上です。

(庭野委員)

お時間が押しているところすみません。手短に 2 点ほどお伺いと言いますか、意見を申し上げたいと思います。

資料 2 の 4 ページの枠の下の課題に、特別支援教育コーディネーターの人材養成について書いており、また 7 ページの下にも同様に課題として書かれてあります。私自身、いろいろな特別支援学校にお伺いしております、特別支援教育コーディネーターの役割は非常に大きいものであると感じております。ご存じのとおり、特別支援教育コーディネーターには専門知識も必要ですし、他職種との連携協働の力、そして児童、生徒、保護者、先生方への相談にも乗るという、カウンセリングの役割までなさっていて、大変高度な専門性を求められている職種だと思うのですが、育成についてはどのような取り組みを計画されているのかと思い、資料を見ておりましたら、19 ページ取組内容の上の枠を見ますと、2 日間の研修が設定されています。この研修は、小、中、高等学校、特別支援学校と分けていらっしゃるのかどうかを教えてくださいたいと思います。特に特別支援学校ですと、センター的機能がありますので、2 日間で充分なのかどうかを懸念しております。もちろん OJT で学ぶ機会もありますし、元々、特別支援教育に非常に詳しい方を特別支援教育コーディネーターに任命していると思われるのですが、なお特別支援教育コーディネーターに任命するためにはさらに充実した研修が必要なのではないかと思っております。そのところをお伺いしたいと思っていたのが 1 点です。

もう 1 つは、心のケアについてです。当然ながら医療的ケアについては記載がございましたけれども、心のケアも非常に重要だと私は考えております。特別支援学校の場合、中学部、高等部、あるいは一般の中学校の特別支援学級にいらっしゃる生徒さん達も同様ですが、思春期になりますとやはり障害の有無に関わらず思春期特有の悩みもありますし、思春期の時期というのは精神疾患が発症しやすい時期でもあります。また、それに加えて障害があるということで障害を自覚し始める年頃でもあり、より悩みが深くなっていきますので児童生徒への心のケアというのも特に特別支援教育では力を入れていかななくてはいけないのではないかと考えております。また、併せて、保護者への支援、そして特別支援教育に携わる教員

のストレスへの支援なども必要となってくると思います。震災復興支援の一環として外部専門家活用事業というのが始められて、現在も続いている部分もあるようですけれども、予算の面もありますし、今後も同様にカウンセラーを派遣できるのかどうか分からないという話も伺っております。しかし、心のケアはやはり大事だと思いますので、そのことは計画のどこかに含まれているのか、あるいはいないのかということも教えていただければと思います。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。2つほどありました。特別支援教育コーディネーターの研修、それからスクールカウンセラーも含めた心のケアについてです。これらについて、計画の中でどう位置づけるのかということについて、今、回答できる範囲で結構ですのでよろしくお願い致します。

(事務局)

特別支援教育コーディネーター研修についてですが、先程お話があった19ページのものについては、総合教育センターで開催している研修会です。この2日間というのは、新しく特別支援教育コーディネーターになった先生方への研修ということで、校種を分けずに全ての校種の先生方に対する研修を行っております。それから、その下にあります、小・中・高等学校コース1日間×3か所とありますけれども、これは県内を北部、中部、南部と3つのブロックに分けて、それぞれ各地域における小・中・高等学校の特別支援教育コーディネーターの先生方への研修会を行っております。その他、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、地域支援のコーディネーターをなさっている先生方は、こうした研修会だけではなく、例えば、就学支援に関する集まりの際に、あるいは、「共に学ぶ教育推進モデル推進事業」にも特別支援教育コーディネーターの先生方は関わっておりますので、そういった機会に集まり、研修という位置づけではないのですが、情報交換や現状についてお互いに学び合うという場を設けたりしているといった実情がございます。また、各市町村においてもそれぞれの特別支援教育コーディネーターに対する研修会も行われているということも伺っておりますので、学ぶ機会はあるのだと感じているところです。なお、庭野委員から先程お話があったように、特別支援教育コーディネーターの役割は大変重要であるところでも把握しているところがございます。

心のケアについてですが、確かに大変重要だと認識しています。現在、資料には具体的な取組として記載はしてないのですが、震災の関係で復興事業の中でスクールカウンセラー事業と外部専門家事業を継続して展開をしているということで、現時点においては、次年度も実施する見込みです。特に、外部専門家の派遣事業につきましては特別支援学校からの要望も色々あり、予算も不透明ではあるのですが、なるべく継続できるように予算を取りに行きたいと考えております。

(岡(邦)委員)

特別支援教育コーディネーターの研修について、1点補足させていただきます。対象は、幼稚園から高等学校及び特別支援学校までの全ての校種としておりますが、研修は幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校種別に行っております。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。それでは、最後の「VI 実施計画(後期)の施策体系」に移りたいと思います。今まで議論いただいた具体的な取組の1つの体系として示していただいたものようです。また、先ほど説明がありましたように、埋まってない部分も確かにあります。こういう形で進めていきたいという整理だったと思います。

(今委員)

医療的ケアの推進のところで、現場の看護師さんたちを見ますと、「この行為をしていいのかどうか」ということを非常に悩んでいる方がおり、自己責任という形でやられると、なかなか手を出せないというお話をよく伺います。ですから、ここには緊急時マニュアルの見直し等と書かれてありますけれども、できればそういった形が法的に保障されるような制度設計もしていく必要があるのではないかと考えております。それともう1つ、ICTの機器の利用のところで、使っていきましょうという推進はとても大事なことで、これによって特に学習障害系の方が利用するとうまくやっていけるというケースがございます。一方で、実際診療していると、以前にもお話ししたかもしれませんが、使う方を進めてもコントロールするのが難しいという方が確実に出てまいります。推進と同時に依存しないようにコントロールするという教育も合わせて小さい頃から取り組まなければいけないと思います。

(村上会長)

はい、ありがとうございます。それでは、後期の実施計画の案について委員の皆様から様々な意見をいただきました。まだ埋まってないところも含めて、次回の審議会まで事務局の方で整理をしていただいて、後期の実施計画の最終案としてまとめていただくことにしたいと思いますがよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

次第の3の議事については以上で終わりたいと思います。最後に何かございましたらば。それでは、これで事務局の方にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

(司会)

村上会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。最後に伊藤倫就副会長様から一言よろしくお願いいたします。

(伊藤副会長)

7月の第1回目の審議会での委員の皆さんからの意見、そして校長会からの意見なども加えられた実施計画案ということで、今日は分かりやすくご説明をいただき、本当にありがとうございました。また、関係課の皆様にも出席いただきまして、特別支援教育の現状と課題等について、一緒に話せることができ有意義な会議だったと思っております。今後は、さらに関係機関との綿密な連携を図っていかなければならないと思います。知らないところをそのままにせず、お互いに聞いたり話したりしていければ、なかなか深まらないと思います。そうすることによってより充実した最終案が出来上がるのではないかなどの感想を持ちました。長時間の会議となりましたが、本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

(司会)

それでは、その他といたしまして事務局より連絡がございます。

(事務局)

委員の皆様、どうもありがとうございました。事務局から次回の審議会の日程についてご案内申し上げます。次回は、令和2年1月22日水曜日の午前10時から正午までの2時間で開催させていただきます。開催通知につきましては事前にお送りいたしますので、ご確認の程よろしくお願いいたします。以上です。

(司会)

それでは以上をもちまして、令和元年度第2回宮城県特別支援教育将来構想審議会の一
切を終了いたします。

委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。